

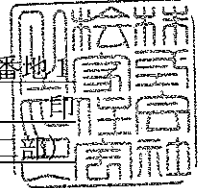
有価証券報告書（Iの部）の適正性に関する確認書

平成 19 年 10 月 12 日

株式会社名古屋証券取引所

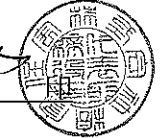
代表取締役社長 畔柳 昇 殿

本店所在地 埼玉県加須市南小浜 509 番地1  
会社名 株式会社松家住宅  
(コード番号 1413 名証第二部)



代表者の役職 代表取締役社長

氏名(署名) 黒須新治郎



当社の代表取締役社長である黒須新治郎は、当社の平成 18 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日までの第 19 期事業年度の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないものと認識するに至った理由は以下のとおりであります。

1. 取締役会は毎月 1 回開催され、法定事項及び取締役会規則に定められた重要事項の決議を行うとともに、業務執行状況の報告を受けることにより業務執行の監督を行っていること。
2. 内部監査室は、他の業務執行組織から独立した客観的な観点から内部監査を実施し、社長への報告を行った後、指摘事項の改善を求めていること。
3. 監査役は、取締役の業務執行状況を監督する機関として監査機能や牽制機能が有効に機能していること。
4. 上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の作成においては、開示に関する規則の改廃、会社の経営に関する状況の変化を適時に把握し、的確に報告書に記載されていること。
5. 監査法人から、上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の記載内容に関し、重要な指摘事項がないこと。

以 上

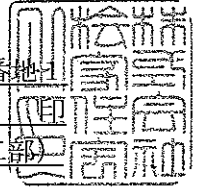
半期報告書の適正性に関する確認書

平成 19 年 10 月 12 日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 畔柳 昇 殿

本店所在地 埼玉県加須市南小浜 509 番地  
会社名 株式会社松家住宅  
(コード番号 1413 名証第二部)



代表者の役職 代表取締役社長

氏名(署名) 黒須新治郎



当社の代表取締役社長である黒須新治郎は、当社の平成 18 年 1 月 1 日から平成 18 年 6 月 30 日までの第 19 期事業年度の中間会計期間の半期報告書の提出時点において、当該半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないものと認識するに至った理由は以下のとおりであります。

1. 取締役会は毎月 1 回開催され、法定事項及び取締役会規則に定められた重要事項の決議を行うとともに、業務執行状況の報告を受けることにより業務執行の監督を行っていること。
3. 内部監査室は、他の業務執行組織から独立した客観的な観点から内部監査を実施し、社長への報告を行った後、指摘事項の改善を求めていること。
3. 監査役は、取締役の業務執行状況を監督する機関として監査機能や牽制機能が有効に機能していること。
4. 上場申請のための半期報告書の作成においては、開示に関する規則の改廃、会社の経営に関する状況の変化を適時に把握し、的確に報告書に記載されていること。
5. 監査法人から、上場申請のための半期報告書の記載内容に関し、重要な指摘事項がないこと。

以 上